

宮古島市役所平良庁舎利活用事業 実施方針に関する質問・意見に対する回答

No	書類名	頁	第	1～	(1)～	ア～	項目名	質問の内容	回答
1	実施方針	4～5	第2	1	(6)	キ	事業期間終了時の取扱い	<p>事業期間終了時に原状回復工事は求められるのか。</p> <p>原状回復を求められる場合、大規模な改修工事を前提とした募集となっているため、原状回復を改修工事の前とするのか、それとも改修後とするのかご教授いただきたい。</p>	<p>原状回復に関しては、運営権者の保有する資産（備品、設備、機器類等）の撤去としており、間仕切り等の構造物については、整備前までの原状回復は求めません。</p>
2	実施方針	16	第8	2			財政上及び金融上の支援に関する事項	<p>運営権者が金融上の支援を受ける場合、本件土地及び建物への抵当権設定は可能でしょうか。</p> <p>また、運営権への抵当権設定は可能でしょうか。</p>	<p>土地及び建物については、市所有の財産であるため、抵当権の設定は出来ません。</p> <p>運営権への抵当権設定は可能です。</p>